

令和8年3月23日

白河市教育委員会

3月定例会会議録

令和8年3月白河市教育委員会定例会会議録

日 時 令和8年3月23日(月)
開 会 午後3時
閉 会 午後5時

場 所 白河市役所 正庁

報告事項

- (1) 教育長報告
- (2) 各課所報告

議 事

- 議案第 7号 白河市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- 議案第 8号 白河市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定
について
- 議案第 9号 白河市就学援助条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第10号 令和8年4月1日付け白河市教育委員会職員人事異動について
- 議案第11号 令和8年度白河市教職員人事異動について
- 議案第12号 専決処分の承認を求めることについて
(専決第2号 白河市立東図書館の臨時休館について)

○ 出席委員

教育長 芳賀 祐司 1番委員 高橋 顕 2番委員 沼田 鮎美
3番委員 瀧澤 学 4番委員 瀧澤 織絵

○ 欠席委員 なし

○ 出席説明員

教 育 次 長	田崎 修二	教 育 総 務 課 長	尾股 淳一
学 校 教 育 課 長	上野 康生	図 書 館 長	中沢 孝之
健康給食推進室長	大木 修一	生 涯 学 習 課 長	松本 美紀
こども育成課長	鈴木 裕美	学 校 教 育 課 主 幹	鈴木 純子

○ 書記

教育総務課総務係長 鈴木 一寿 教育総務課主査 塩田 香織

○ 傍聴人 なし

【午後 3時 開会】

日程第1 開 会

○教育長

これより令和8年白河市教育委員会3月定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第2 会期の決定

○教育長

次に日程第2会期の決定ですが、白河市教育委員会会議規則第4条の規定により、本日1日間といたします。

日程第3 書記の指名

○教育長

次に日程第3書記の指名を行います。書記には教育長において、鈴木教育総務課総務係長、塩田教育総務課主査を指名します。

日程第4 教育長報告

○教育長

次に日程第4教育長報告に入ります。

小学校・中学校の卒業式での告辞、ありがとうございました。どの学校でも思い出に残る式になったこととっております。

本年度の卒業生の人数ですが、白河市全体で中学校は528名、小学校は501名となっております。昨年度に比べて中学校で26名、小学校で64名の増加となっております。なお、来年度の入学生の人数は、3月19日現在で、小学校368名、中学校484名で本年度に比べて小学校で50名減、中学校で48名増となっております。

本日の定例会は本年度最後となりますが、いつも真摯に、前向きに臨んでくださる委員の皆様方に感謝申し上げます。

年度末の人事異動により4月から新たな職員を迎え入れることにもなりますが、さらに充実した教育行政を推進してまいりたいと思いますので引き続き、皆様方のお力添えのほどよろしく申し上げます。

日程第5 議 事

○教育長

次に日程第5、議事に入りますが、はじめに追加議案として、議案第12号「専決処分の承認を求めることについて」を提案し、議案といたします。また、今回提案しました議案第10号及び議案第11号の人事案件と、各課所報告の「令和7年度白河市学力調査の結果について」は、非公開とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって、同案件につきましては、非公開として後ほど審議することといたします。

それでは、議案第7号「白河市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する等の規則」を議題とします。内容の説明を求めます。

○教育総務課長

議案第7号「白河市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する等の規則」の改正点について説明いたします。ポイントが3点ございます。

まず1点目、放課後児童クラブの事務が子ども育成課から教育総務課に移ります。それに伴う変更点になりますが、教育総務課総務係の事務の21号「学校施設（幼稚園を除く。）の支出に関する事。」という決まりがありましたが、放課後児童クラブが増えることで、「小学校、中学校及び放課後児童クラブの支出に関する事。」と変更になります。

また、放課後児童クラブに関連する規定が、次の5つの号に記載されております。

まず第24号「放課後子ども教室に関する事。」25号「放課後児童クラブの運営に関する事。」、26号「放課後児童クラブの入会登録に関する事。」27号「放課後児童クラブ保育料の決定及び減免に関する事。」28号「放課後児童クラブ保育料の口座振替及び収納管理に関する事。」こちらが新たに追加されるようになります。

次に2点目、部活動の地域移行に関することになりますが、学校教育課の事務分掌について、これまで地域移行と規定されていたものが、国の名称の変更に伴いまして、地域展開と変更になります。管理係の分掌事務の規定ですが、変更前は18号「部活動の地域移行に関する事。」と記載されていましたが、こちらが第15号になり「部活動の地域展開に関する事と。」名称が変更になります。

3点目、「学校の統廃合に関する事。」「学校の適正規模・適正配置に関する事。」「学区検討審議会に関する事。」こちらの業務が、学校教育課管理係から指導係の業務に変更になります。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

○教育長

これにて質疑を終了いたします。これより採決します。議案第7号は原案の通り可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り可決されました。次に議案第8号「白河市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」についてを議題とします。内容の説明を求めます。

○学校教育課長

「白河市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定について説明いたします。公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律による改正後の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条第1項の規定により、「白河市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を別冊の通り策定するものです。

2月定例会で作成案を提示し、ご意見をいただきました。その後、課内で検討をし、本日議案として提出いたします。

別冊をご覧ください。内容については、前回の定例会において説明しておりますので、割愛させていただきます。

1点目、2ページの「ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標」については、人数を把握することができませんので、市としての平均数値の記載とする、2月の提案通りにさせていただきました。

2点目、4の(1)「業務の3分類を踏まえた業務の見直し」について、主語が不明確であるというところで、主語を入れさせていただきました。

3点目、「保護者からの電話連絡の件」に関しての文言ですが、誰からのどのような内容の電話かということが明確にわかるようにさせていただきました。

最後に、5の「関連する取組、今後のフォローアップについて」、5項目の順番を入れ替えた方が、わかりやすくなるであろうということで、今回お示しした順番に並び替えを行いました。

また併せて本日配布しました「議案第8号資料」と記載の資料について説明いたします。保護者にも理解を求めながら計画を推進していくために、目標、現在の状況、教育委員

会としての主な取り組みという3つの観点で記載をした内容の文書を、保護者宛に配布したいと考えております。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

○高橋委員

2つ質問があります。1つは、5ページの(2)学校における措置の推進の一番最後の丸ですが、「保護者の理解が得られるようPTAと話し合いを行う。」とありますが、例えば白四小は、PTAではなく「白四小コミュニティ」という名称で運営していると聞いたことがあります。この計画でPTAと言い切ってしまうて大丈夫でしょうか。「PTA等」といった表現の方がいいと思うのですがいかがでしょうか。

○学校教育課長

高橋委員のご指摘のとおり、「PTA等」という形にする方が望ましいと考えます。

○高橋委員

もう1つは訂正ではありません。6ページの(3)の丸4つめの部分です。「長期休業期間中は定時退勤の徹底を図ることで、管理職も含めた教職員全員がしっかりと休める環境を実現する。」というふうに書いてあります。この「しっかりと」という表現が、強く学校や先生方、管理職もみんなやって欲しいという気持ちを表現する内容で、とても温かい気持ちになれると思いました。

学校はこれでいいのですが、教育委員会事務局の方々は大丈夫なのでしょうか。色々と仕事が増えて、逆に時間外が増えたのでは申し訳ないなと思ってしまいました。

○学校教育課長

お盆期間につきましては、教育委員会事務局も休みが取れるように、係員で調整いたしました。ご配慮ありがとうございます。

○瀧澤織絵委員

部活動指導員はどういう方がやられていて、選考方法などはどのようにされているのかということ、またその部活動指導員に与えられている権限はどのようなものなのか教えていただきたいなと思います。

○学校教育課長

部活動指導員ですが、特に資格等は求めておりません。ハローワークなどに求人をしてはいますが、応募される方はほとんどおりません。学校長もしくは当該部活動の顧問の知り合

いの方で指導ができる方ということで、校長先生から推薦をいただく形が多くなっています。その上で教育委員会や校長先生と面談等をさせていただいて、部活動指導員の業務、体罰や勝利至上主義といったようなことがないようにというようにお話をさせていただいて、配置しています。

権限としては、顧問なしで1人で部活動の指導ができますし、平日も含めて土日も大会等があった場合には、顧問は行かずにこの指導員だけで引率をすることができるということで、顧問の負担軽減には必要な方となっています。ただ昨年度も本人の希望があつて採用したかったのですが、日中お仕事をすると労働基準法の縛りで1週間の勤務時間を超過してしまったり、または会社から許可が下りなかったりということで、自営業や退職されて、自由な時間がある方にある程度限られてしまうので、なかなか思うように配置が進まない状況にあります。

○瀧澤織絵委員

中体連などは学校教育の中の1つなので、いわゆる先生が監督になるのかなという認識だったのですが、それも外部の方がなれるということでしょうか。

○学校教育課長

中体連につきましては、平日に行われる学校の大きな行事ですので、顧問が監督を務めて、いわゆる部活動指導員や各学校には外部コーチという方もいるんですが、そういう方が中体連から許可をもらって、ベンチに入っています。あくまでも中体連等の大会は、顧問が対応し、土日等に開催される小さな大会については、部活動指導員だけで引率ができるという形になっております。

○教育長

部活動指導員には要件があつたと思うのですか、それはどんなものでしたか。

○学校教育課長

要件として、基本的には教員免許を有するものとなっています。しかし、それだけではなかなか集まらないので、「その他、校長が特に認めるもの」という要件の中で、大体は配置させていただいています。

○教育長

これにて質疑を終了いたします。これより採決します。議案第8号は、一部表現を修正して、可決することでご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

ご異議なしと認め、本案は可決されました。

次に議案第 9 号「白河市就学援助条例施行規則の一部を改正する規則」を議題とします。内容の説明を求めます。

○学校教育課長

白河市就学援助条例施行規則の一部を次のように改正します。第 5 条第 1 項中「就学援助認定通知書」を「就学援助費認定通知書」に、「就学援助否認定通知書」を「就学援助費否認定通知書」に、「就学援助認定結果通知書」を「就学援助費認定結果通知書」に改める。第 6 条第 2 項中「就学援助受給取消通知書」を「就学援助費認定取消通知書」に改めます。また様式についても改めるものです。変更した様式が 3 ページ以降にございます。

今回の改正理由としましては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行により、標準化対象業務について、国が作成する仕様書に記載された標準様式に合わせるよう義務づけられることとなりました。関係規則に定める様式と標準様式の整合を図るため、情報システムの標準化に伴う関係規則を改正するものです。様式名及び様式を改め、令和 8 年 4 月 1 日を施行日としたいと考えております。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

○教育長

これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第 9 号は原案の通り可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り可決されました。

次に議案第 12 号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。内容の説明を求めます。

○市立図書館長

追加議案をご覧ください。議案第 12 号「専決処分の承認を求めることについて」、白河市教育委員会教育長専決規定第 3 条の規定により、別紙の通り専決処分をしたので、同規

程第 4 条の規定により報告し、承認を求めるものです。

専決第 2 号「白河市立東図書館の臨時休館について」、白河市立図書館規則第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり図書館を臨時休館とする。

理由としまして、東図書館内で発生した配管の破損による漏水、床上浸水のためです。施設は東図書館、日時は 3 月 18 日水曜日午前 10 時から 19 日木曜日の午後 6 時までの 2 日間です。

詳細を説明いたします。3 月 14 日土曜日に、事務室のそばにあります機械室の中の配管から、少し水が漏れているという報告がありました。そのため、業者を呼び確認し応急処置をしました。部品等の取り寄せと修理工事の段取り等も行いつつ、15 日日曜日、16 日月曜日は異常なく業務をいたしました。

17 日火曜日は、東図書館及びきつねうち温泉の休館日で、翌 18 日に職員が出勤をしたところ、館内が一面水浸しになっていて、開館できる状態ではないということで、状況を確認をしましたところ、14 日に確認をした漏水の配管からかなりの温水が出ていたということで、館内がしけたような状態と、棚の立ち上がりの部分まで水が上がっておりました。この浸水した館内を雑巾で吸い上げる等の復旧作業に 2 日間かかった状況となりました。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

○教育長

これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第 12 号は原案の通り承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認されました。

日程第 6 各課所報告

○教育長

次に日程第 6 各課所報告に入ります。それでは行事報告、行事予定について教育総務課から順次報告をお願いします。

(教育総務課長から順次報告)

○教育長

その他、各課所からございますか。

(教育次長よりフリースクール「こどもの楽園・ティールの森」内覧見学会のお知らせについて報告)

○教育長

それでは、これより一般質問に入ります。各課所報告及び本市の教育行政一般に関して、ご質問をお受けいたします。

○高橋委員

大信地域の地域学校協働活動事業の評価・検証委員会の中で、来年度からの小中連携事業の関係で、この組織が結びつくような、そういうふうな話とか何かなかったでしょうか。

○教育総務課長

まず、質問にお答えする前に先月高橋委員から、「新しく事業が始まる南中校区の地域コーディネーターさんを、他の校区の評価検証委員会で参加してもらった方がいいのではないかと、非常に参考になると思います。」とアドバイス受けた件についてお答えします。南中校区ではコーディネーターの選任が遅れており、評価・検証委員会への出席は、かないませんでした。ただ、選考の過程で、候補者には評価・検証委員会で用いている今年度の取組事例(実績)を用いて事業内容等を説明しており、ある程度の事業内容をご理解いただいているものと考えています。

続いて、高橋委員のご質問にお答えいたします。小中連携事業と結びつくような団体(組織)ですが、大信中校区では、そういった話題は出ませんでした。ただ、これは教育総務課の反省点として、我々がこの事業の担当となって日が浅く、学校やコーディネーターさんに対して十分な働きかけが出来ませんでした。今年度、我々事務局も県が主催するフォーラムに参加するなどして、事業のことを学ぶ機会を得ましたので、新年度は積極的にコーディネーターと学校側の間に入って事業が円滑に進むように努力していきたいと考えています。

○高橋委員

コーディネーターが学校からの要望を受けて人財を発掘して学校と結びつける場合、謝金的なもの、御礼的なものは教育委員会として予算の中で位置づけられているものなのでしょうか。

○教育総務課長

地域学校協働活動事業に関しましては、国県の補助金を受けて事業を行っていますので、

ボランティアの方に謝金をお支払いする予算は計上していません。

この事業では、報償費を地域コーディネーターにお支払しているほかは、各学校に消耗品費として1万円から2万円を配分している予算のみです。

○瀧澤学委員

小学校と中学校の卒業式に出席させていただいての感想になります。式歌のあり方ということで「蛍の光」、「仰げば尊し」、これを基本に、その中で各学校の色を出すというそんな文言があったと思いますが、最初はこの2曲でこども達が感動するのかなという気持ちがあったのですが、私が伺った2校とも、いずれも厳粛な中に感動するような場面がありました。東北中では式が終わってから、「群青」を歌ったのですが、それがまたすごく良かったです。中学生なので、送辞、答辞もあり、代表の生徒が行った答辞もよかったと思いながら聞いてました。

そのような式の中で「蛍の光」、「仰げば尊し」を厳粛に歌っていただいて、その他にブラسالファという形がとても馴染んでいたなという風に思いました。

また白二小は初めて伺ったのですが、他の学校と卒業式のやり方が違うというのを感じてきました。白二小の伝統なのだと思うのですが、壇上から見ると、右手側に卒業生、在校生と先生方が、左手側に保護者や来賓という形で、送辞や答辞がなく、こども達一人一人が卒業式を作るような感じです。在校生が蛍の光を歌って、その後に卒業生が一人一人言葉を出し、最後に「仰げば尊し」を歌う。このやり方もとても雰囲気が出るんだなと思いました。伝統のある式歌ですが、こども達は感動しないのかななんて思う時もあったので、上手く式歌を使い、最後に「旅立ちの日に」や「群青」「正解」「3月9日」などの流行歌のように、こども達の親しみのある曲を入れるといいのかなと感じました。

全体的にすごくいい式だったと思います。五箇幼稚園の卒園式も参加させていただき、こちらは5名だったのですが、来賓もそうですし、園長先生も5名全員の名前を一人一人読みながら祝辞を行っていて、とても思いのある卒園式だなと感じました。

1つだけ報告しておこうと思います。式の中に眠ってしまった生徒がいました。以前、白河市長とのフォーラムの時に眠ってしまった生徒もいて、その時に先生から「服用している薬が効き過ぎているかもしれない」ような話を伺いました。卒業式や学校行事のなかで、眠ってしまうほど薬が効いてしまうのも大変だなと思いながら、また逆に薬が効かないと問題も出てしまうことも危惧されるので、こうした生徒への配慮について気になりました。

○沼田委員

同じく卒業式ですが、無事に開催されて良かったという気持ちがとてもあります。教育委員会から卒業記念品をお渡ししていますが、贈呈する際にその中身について把握していませんでした。贈呈する記念品の中身について、事前に教えていただきたいというお願いです。

○教育長

毎年決まっている記念品はありますか。

○学校教育課長

小学校は英和辞典です。

○沼田委員

幼稚園は何を贈呈していますか。

○こども育成課長

幼稚園は、各幼稚園で選んでいただいております。各園1人あたりの金額を配当した中で、園によっては保護者会の会費も合わせて、選定していると伺っています。そのため園ごとに違ってまいります。

○沼田委員

ありがとうございます。情報がわかっていると、話題性の1つとして、会話の機会にもなりますのでよろしくお願いします。中学生には何を贈呈しているのですか。次回の定例会での回答で大丈夫ですので、教えていただければと思います。

○学校教育課長

申し訳ありません。現時点で、正確な回答として把握できておりません。

○瀧澤織絵委員

私のこどもの時代は印鑑でした。また、今回の東中学校でも印鑑と伺いました。

○学校教育課長

印鑑は、今までは高校入試の願書に押印していたのですが、今は願書に押印することがなくなってしまったので、印鑑ではない学校もあるのかもしれませんが。今後はニーズも含め、内容について検討しなければいけないと思っております。

○沼田委員

中学校では贈呈式がないので、何かピンとこない部分もあります。

○瀧澤学委員

贈呈式がある所もあります。突然「贈呈をお願いします。」と言われて、驚いた学校がありました。

○沼田委員

せっかく教育委員会から贈呈するのでしたら、式のなかで渡した方がいいのかなと思ったりもします。

○市立図書館長

私は本日参列した学校で「白河市から英和辞典が送られます。」というのを口頭で伝えていたのを聞きました。

○学校教育課長

ここは学校に任せているのですが、例えば中学校ですと、同窓会入会式を卒業式の前日に行いまして、そこで市からの記念品も渡し、できるだけ卒業式自体の時間短縮化を図っている学校もごございます。ただ式で紹介するにしても、何が贈呈されているのかについては、学校から伝えることが望ましい形かとは思いますが。

○高橋委員

卒業式での礼と着席等について、号令のタイミングの問題と思われるのですが、参列者の混乱に繋がってしまっていました。もし進行のミスなどでしたら、気がついたら躊躇うことなく、「もとい」「失礼しました」と言い、やり直しをしてもいいのではないかと思います。

○瀧澤学委員

1ついいですか。本日参列した学校ですが、大体は開式の言葉は教頭先生が行って、開式の言葉の前に礼をしていません。終わった際も礼をしない。この場合はこういうものと思っていたのですが、今日は教頭先生が両方も礼をされました。こちらとしては、礼をする方が分かりやすく、楽であると思うのですが、何か意味合いがあって礼をしないものなのでしょうか。

○学校教育課長

この説が正しいかどうかについては自信がないのですが、基本的に最初に一同礼をします。それをもって、二度礼を重ねないというものであると思われれます。一同礼を最初にしていて、教頭は、そのあとすぐに開式の言葉なので、壇上では礼はしないと思われれます。

○教育長

以前儀式について、調べたことがあります。最初に一同礼とは、その名のとおりの意味で、もう次から礼をしなくていいというものです。しかし校長の式辞では、正式には校長が立って話しているのですから、本来であれば参列者はみな起立です。おそらく昔の儀式は壇上の人に合わせて対応していたと思われれますが、それが座礼になったりして、正式な作法に

ついて確認することが難しいところかもしれません。

ただ一同礼をして、そのあと礼は全くしないということもおかしな感じもします。調べても、答えが見つからないというのが現状です。

○瀧澤学委員

それが決まりなんだと言えましょうがないですが、やはり礼をされた方が、こちら側も礼をしやすく楽だなどと思ってしまいます。この場面は必ずするものという決まりがある方が、礼には礼を返すという意識がありますので、この場面では礼はしないという場合を覚えておくよりはいいのかなと思いました。

日程第7 その他

○教育長

次に日程第7その他に入ります。各箇所取り組みや課題などについて、ご意見ご質問等がありましたらこの場で取り上げたいと思いますが、何かございますか。

○沼田委員

いわき市の赤飯廃棄問題で、今回、何がいけなかったのかなといろいろ考えてみました。保護者の意見をそのまま取り入れてしまったところに、様々な意見を持った人が、それぞれに言いたいことを言っているような形になってしまっているのかなと思います。

白河市でも、こういったことが起きないとは限らないとは思うのですが、保護者や地域の人からの問い合わせに対して、教育委員会ではどのような手順で今後進めていくのか、もしくは何かもうすでにガイドライン等があるのかどうかお伺いしたいと思います。

○健康給食推進室長

今までの経緯でいいますと、このようなケースはなく、ある意味、我々としては気づかされたところだと思えます。

白河市では、お祝いの行事食ということでケーキを出したりすることはありますが、いわゆる3月11日などの特別な場面でどうしていく形が適切なのかということについては、まだビジョンが見えておりませんので、今回の出来事を教訓にして、その時にどうするかということを検討していきたいと思っております。

○教育長

この件だけでなく、保護者や市民から問合せがあった時の対応として、教育委員会としての考え方はどうなっているのかという部分についても教えてください。

○学校教育課長

特にマニュアルは整備していません。様々な電話をいただきますので、課内で共有し、どのように回答すべきか、教育次長、さらには教育長まで判断を求める内容なのかどうかというところを、まずは課長、主幹で判断をに対応しているところです。慎重に対応したいものでありますので、1人の判断で行ってしまわないようにと意識しております。

○沼田委員

ありがとうございます。常に連携を取っているのは、日頃の活動を見させていただいて、常々思っています。

しかし、こういう時代で、例えば電話口では2人のやりとりでも、SNS等で「こう言われた。」と言ってもいないことを書かれることもある。それが今回のお赤飯事件のように、様々な憶測が広がってってしまうのではないかなとは思いますが。教育委員会だけの問題ではないと思うのですけれども、白河市の電話についても録音機能といったものはこれからは必要なのかなと思えます。先ほど学校教育課長も多くの人と情報共有しておっしゃってましたが、その中でも内容が正確に伝わっているのか、そういうところはもう少し慎重にやっていったほうがいいんじゃないのかなという私個人としての意見です。

○教育次長

今回のお赤飯事件での問題は、教育委員会と市長部局が連携を取れていなかった所にあると感じます。白河市では、大きな事案については、必ず市長の確認を取ってから対応しますので、連携は基本的にはとれている状態にあると思っております。

○教育長

録音機能の電話について、様々なことを考えているのは確かです。すべてに録音機能をつけることは予算もありますので、現実的に厳しいものと思われれます。

○沼田委員

SNSが発達した時代に対応するようにしていけないといけないのかなというのは、私の意見です。

○教育長

それでは、これより非公開にした報告に入りますので、これよりは非公開といたします。

(以下非公開)

○教育長

それでは、全ての日程が終了しましたので、以上で白河市教育委員会 3 月定例会を閉会いたします。

【午後 5 時 閉会】